



鳥取県公報

平成16年11月19日(金)
号外第176号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 県道の区域の変更(904)(道路課) 1
 県道の供用の開始(905)(＃) 1

告 示

鳥取県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年11月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西伯伯太線	西伯郡南部町大字伐株字後道ノ上77-2地先から同大字字峠96地先まで	変更前	5.2~19.5	440.0
		変更後	10.0~69.0	460.0

鳥取県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年11月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
西伯伯太線	西伯郡南部町大字伐株字後道ノ上77 - 2 地先から同大字字峠96 地先まで	平成16年11月19日